

ジャグラーBB番組視聴用資料

印刷会社のための 知的財産権入門

凸版印刷株式会社

法務本部・本部長

萩原 恒昭 氏

おことわり

本番組の映像・音声ならびに配付資料に関する全ての権利は、
夫々の著作権者が有しており、
これらは「ジャグラBB」の契約者のみに
視聴・閲覧が許されています。
従って本番組の全てあるいはその一部分でも、
複製、改変、放映、有線放送などすることは、
権利者に多大な損害を与えるため、
法律により固く禁止されています。

目次

1. リーガルマインドの重要性

番組上巻

2. 印刷会社の企業活動に関わる法律

知的財産権の全体像、著作権、保護期間など

3. 印刷企画販促と知的財産権

印刷企画と著作権、判例、演習問題など

番組中巻

商標権、不正競争行為、肖像権、判例など

4. 印刷版・印刷データは誰のものか

印刷取引の契約関係、判例、印刷データの取り扱いなど

番組下巻

1

リーガルマインドの重要性

リーガルマインドとは

「ちょっとまでよ？」というセンス

→そのためには、ある程度の知識が必要

■リーガル・リスク・マネジメント

→事故を起こさない

■リーガル・マーケティング

→お客様に喜んでもらう、会社に信頼を持ってもらう

2

印刷会社の企業活動に関わる法律

概要

■基本法

憲法、民法、会社法など

■知的財産に関する法律

特許法、実用新案法、意匠法、**商標法、著作権法、不正競争防止法**など

■公正で自由な取引に関する法律

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）、不当景品類及び不当表示防止法（景表法）、割賦販売法、特定商取引法、下請代金支払遅延等防止法（下請法）など

■製品の安全性に関する法律

製造物責任法（PL法）、食品衛生法など

■情報管理に関する法律

不正競争防止法、個人情報保護法、刑法、金融商品取引法

■環境保全、文化財保護に関する法律

環境基本法、産廃法、文化財保護法など

知的財産権の全体像

■権利創出型

知的活動による創作物や識別表示に対して
排他的な権利を設定して保護する。

⇒権利者しか使えない。

著作権 —— **著作権法**：文化的創作表現に対して権利を与える。

産業財産権 — **特許法**：発明に特許権を付与。

— **実用新案法**：考案に対して実用新案権を付与。

— **商標法**：産業活動上の識別表示に商標権を付与。

— **意匠法**：工業製品の創作的形状に意匠権を付与。

■行為規制型

上記の権利保護では防げない知的財産の侵害行為を禁止することで、
知的財産を保護する。

不正競争防止法 — 「不正競争行為」を設定し、禁止する。

著作物とは



**思想又は感情を創作的に
表現したものであって、
文芸、学術、美術又は音楽
の範囲に属するものをいう**



著作物の種類

- 言語の著作物 小説、脚本、論文、講演、その他
- 音楽の著作物 楽曲及び楽曲を伴う歌詞
- 舞踏、無言劇の著作物 舞踏の型を示す舞踏、演技の型
- 美術の著作物 絵画、版画、彫刻、美術工芸品、イラスト、マンガ、その他
- 建築の著作物 建築物そのもの
- 図形の著作物 地図または学術的な性質を有する図面、図表、模型
- 映画の著作物 テレビまたは劇場用映画、ビデオ
- 写真の著作物 写真
- プログラムの著作物 電子計算機を機能させてひとつの結果が得ることができるよう、これに対する指令を組み合わせたものとして表現したもの
- データベースの著作物 数値、図形、その他の情報の集合物であって、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの
- 二次的著作物 原著作物の翻案（翻訳、編曲、変形、脚色、映画化など）物
- 編集著作物 百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集などの編集物

著作権の全体像

■ 著作権



■ 著作隣接権

実演家	_____	人格権、録音・録画権、送信可能化権 など
レコード製作者	_____	複製権、送信可能化権 など
放送・有線放送事業者	_____	複製権、放送権、有線放送権 など

著作物の保護期間

著作権の保護期間は次のとおりである

(第51条～第58条)

■無名または変名の著作物/法人などの著作物

その著作物の公表後50年を経過するまで

■映画の著作物

その著作物の公表後70年を経過するまで

■上記以外の著作物

著作物の創作の時から著作者の死後50年を経過するまで

注1) 保護期間の計算は、著作者の死亡した年、著作物を公表または創作した年の翌年の1月1日から起算する(第57条)

注2) 第二次大戦の連合国の著作物の保護期間には戦時加算の特例がある。
例) 米仏英などは3794日加算

写真の著作物の保護期間

■旧法（昭和45年12月31日まで）

●発行後10年間

未発行の場合は創作後10年、
その後昭和42年7月27日より12年間、昭和44年12月8日より13年間

●一般の著作物は創作後30年

■現行著作権法

●昭和46年1月1日～平成9年3月19日

公表後50年

●平成9年3月20日以降

著作物の創作のときから、著作者の死後50年を経過するまで

※保護期間延長の施行日に、保護期間が満了して著作権が消滅している著作物には改正後の規定は適用されない。
よって、現在著作権が存続している写真の著作物は、

1. 昭和32年（1957年）以降に創作された著作物
2. 昭和22年（1947年）から昭和31年（1956年）までに創作された著作物のうち、
創作後10年以内に発行され、かつその発行が昭和32年（1957年）以降のもの

グラフィック系著作物に関する著作権法上の規定

■第2条（定義）

- 2 この法律にいう「美術の著作物」には、美術工芸品を含むものとする。
- 4 この法律にいう「写真の著作物」には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物を含むものとする。

■第4条（著作物の公開）

- 4 美術の著作物又は写真の著作物は、第四十五条第一項に規定する者によつて同項の展示が行われた場合には、公表されたものとみなす。

■第45条（美術の著作物等の原作品の所有者による展示）

- 美術の著作物若しくは写真の著作物の原作品の所有者又はその同意を得た者、これらの著作物をその原作品により公に展示することができる。
- 2 前項の規定は、美術の著作物の原作品を街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の見やすい屋外の場所に恒常的に設置する場合には、適用しない。

■第46条（公開の美術の著作物等の利用）

美術の著作物でその原作品が
前条第二項に規定する屋外の場所に
恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、
次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、
利用することができる。

- 一 彫刻を増製し、又はその増製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 二 建築の著作物を建築により複製し、
又はその複製物の譲渡により公衆に提供する場合
- 三 前条第二項に規定する屋外の場所に恒常的に設置するために複製する場合
- 四 専ら美術の著作物の複製物の販売を目的として複製し、
又はその複製物を販売する場合

■第47条（美術の著作物等の展示に伴う複製）

美術の著作物又は写真の著作物の原作品により、第二十五条に規定する権利を
害することなく、これらの著作物を公に展示する者は、
観覧者のためにこれらの著作物の解説又は紹介をすることを目的とする
小冊子にこれらの著作物を掲載することができる。

3

印刷企画販促と知的財産権

(株)アートバンク 「ソックリ広告博物館」

<http://www.artparadise.com/museum/index.shtml>



■ソックリ広告の事例①



左) オリジナル
右) ソックリ広告

(株)アートバンク「そっくり広告博物館」より (<http://www.artparadise.com/museum/index.shtml>)

■ ソックリ広告の事例②



上) オリジナル
下) ソックリ広告

(株)アートバンク「そっくり広告博物館」より (<http://www.artparadise.com/museum/index.shtml>)

■ソックリ広告の事例③



左) オリジナル
右) ソックリ広告

(株)アートバンク「そっくり広告博物館」より (<http://www.artparadise.com/museum/index.shtml>)

著作権侵害の判例

■事例①武富士と電通に、1100万円の賠償命令 東京地裁・イラストの著作権侵害で

大阪のイラストレータが自身の作品に無断で改変を加えられ、新聞広告に使用されたとして武富士と電通に損害賠償を求めた。東京地裁はこの訴えを認め、両者に計1100万円の支払いを命じた。判決では著作権侵害による経済的損失だけでなく、「イラストの表現に変更や切除を加えた行為は著作者人格権の侵害」と、イラストレータの精神的損害も認定した。

■事例②東京リーガルマインドに8500万円の賠償命令 東京地裁・パソコンソフトの違法複製に

大手司法試験予備校

東京リーガルマインド（LEC）が

パソコンソフトを

組織的に不正コピーして使用していたとして、

マイクロソフト、アップル、アドビシステムズが

損害賠償を求めた。

東京地裁はこの訴えを認め、

LECに8500万円の賠償を命じた。

気になる判決

■カタログ写真事件

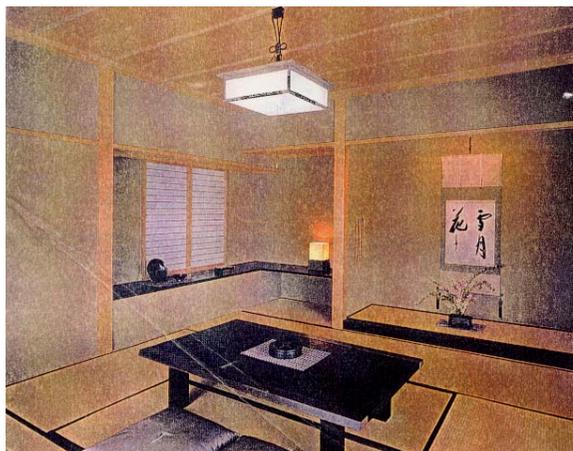
(H14.2.18 東京高裁判決 H11 (㊟) 5641号)

写真の背景に写り込んでいた

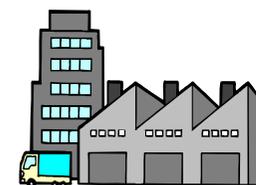
「書」について著作権侵害であると提訴



書家



照明器具製造販売会社



印刷会社

■パンフレットのデザイン模倣事件

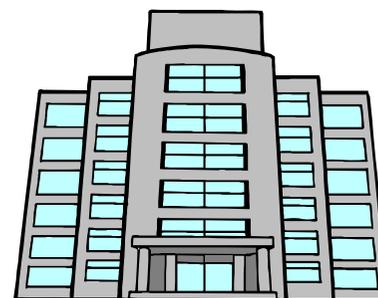
(H6.3.30東京地裁判決、H7.1.31東京高裁判決)

不採用とされたパンフレットのデザインが
そっくり使われたとして
制作会社がクライアントを訴えた



原告＝（株）サンドケー

パンフレットのキャンプを
制作してクライアントに提出



永禄建設（株）

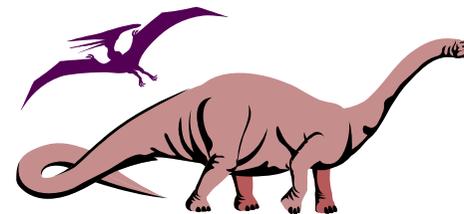
見積もり金額が高いことを理由に
原告デザインを採用しないことを決定

■恐竜のイラスト改変事件

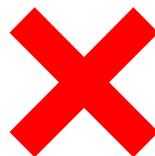
(H11.9.21東京高裁判決、平成10年(ワ)5108号)

許諾を与えていない改変につき、
同一性保持権侵害であるとして、
損害賠償を求めた

原告=デザイナー



恐竜のイラスト



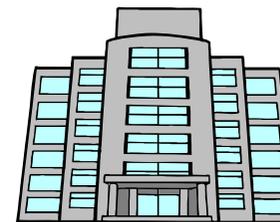
A : ポジ管理会社



B : Aの代理店



C : 広告代理業者



D : オートバイ販売会社
(カタログ発行者)

■ 街頭撮影中に写った著作物は？

写りこんでいるが大丈夫？



次の場合は？

- 最近、薬事法が改正されて
得意先のための資料を作成した。
原本は社外の講習で配られた資料。
データで欲しいということだったので、
パソコンで書き写したが、問題は？
- 写真をそのまま使うと写真家の権利処理が大変なので
社内で使用しているデザイナーに、
イラストにしてもらったが、問題は？
- ある写真家の写真を借りて
カレンダーを作った。
サイズの関係で若干トリミングを行ったが、
問題は？

- 得意先用に、ある種のソフトを制作した。
途中から得意先のエンジニアにも入ってもらって完成した。
汎用的なソフトなので他社にも販売したいが、問題は？
- ある写真を顧客のホームページに使用している。
写真の撮影者には許諾を得た。
顧客から社内誌にも載せたいという要望があり、
ホームページのデータをそのまま使ってもらったが、問題は？
- 得意先のためのチラシの編集ソフトの作成を
外部業者に委託した。
その後、当該外部業者が
同種のソフトを販売していたが
権利は依頼者にあるのでは？

商標権とは

■ **商 標** 商品やサービスについて
自他の識別力を有する文字、図形、記号
もしくは立体的形状によって構成されるもの

■ **商標法による保護**

■ **設定登録の日から10年**
継続使用による更新可能

■ **商 標** 商品またはサービスの識別標識
商 号 商人の識別標識

商標の種類

■商標とは

「文字・図形・記号 若しくは 立体的形状
若しくは これらの結合
又は これらと色彩との結合」であって、
商品またはサービスについて使用されるもの。

●文字商標

SWAN

●記号商標



●図形商標



●結合商標



●立体商標



3つの類似パターン

■ 外観類似

東京高裁12（行ケ）234

● 商標A



● 商標B



■ 称呼類似

東京高裁12（行ケ）255

● 商標A



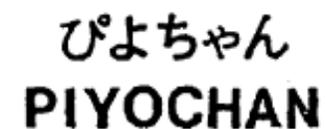
● 商標B



■ 概念類似

東京高裁11（行ケ）269

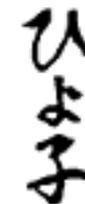
● 商標A



● 商標B



● 商標C



商標権に基づく侵害事例

■ ルイ・ヴィトン事件 (東京地裁昭和61(ワ)6408)



原告商標

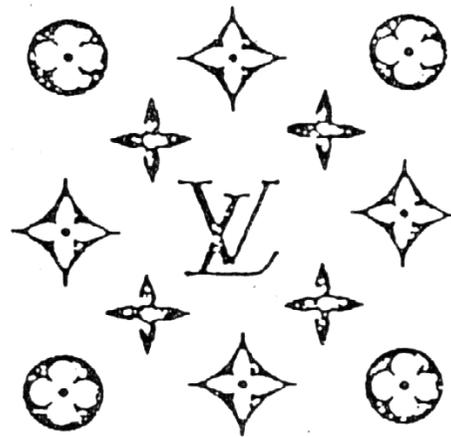


被告標章

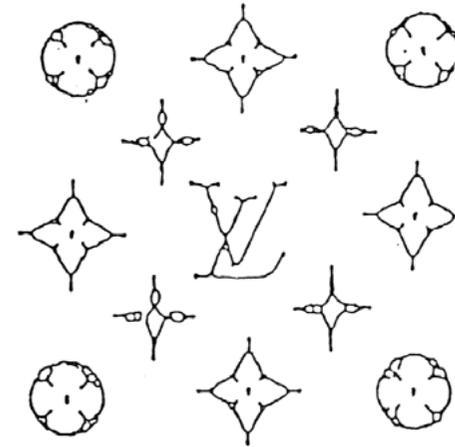
被告は、鞆の模様は意匠であって商標ではないと反論

●判 決

裁判所は、意匠となり得る模様であっても、
自他商品の識別力を有する場合は商標と認定



原告商標



被告標章

代表的な不正競争行為

■周知表示との混同

- ある程度知られている（周知）表示を
マネ（同一または類似性）すること
- 「周知」、「混同」が要件

■著名表示の冒用

- 全国的に有名な表示（著名ブランド等）を
マネ（同一または類似性）すること

■商品形態模倣

- 商品形態をそのままコピー
（デッドコピー）すること
- ※但し、最初に販売されたときから3年間

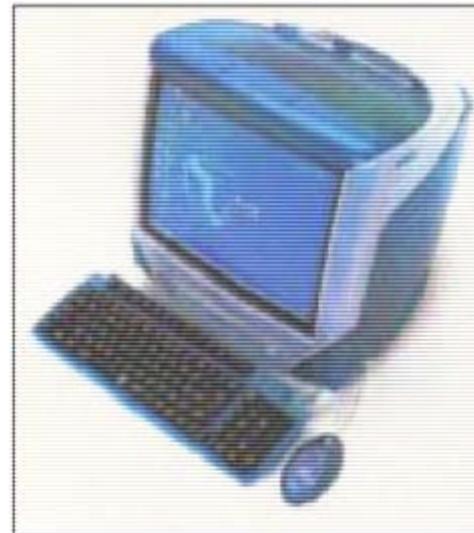
■事例①=iMac (アイマック) 事件

原告商品=iMac



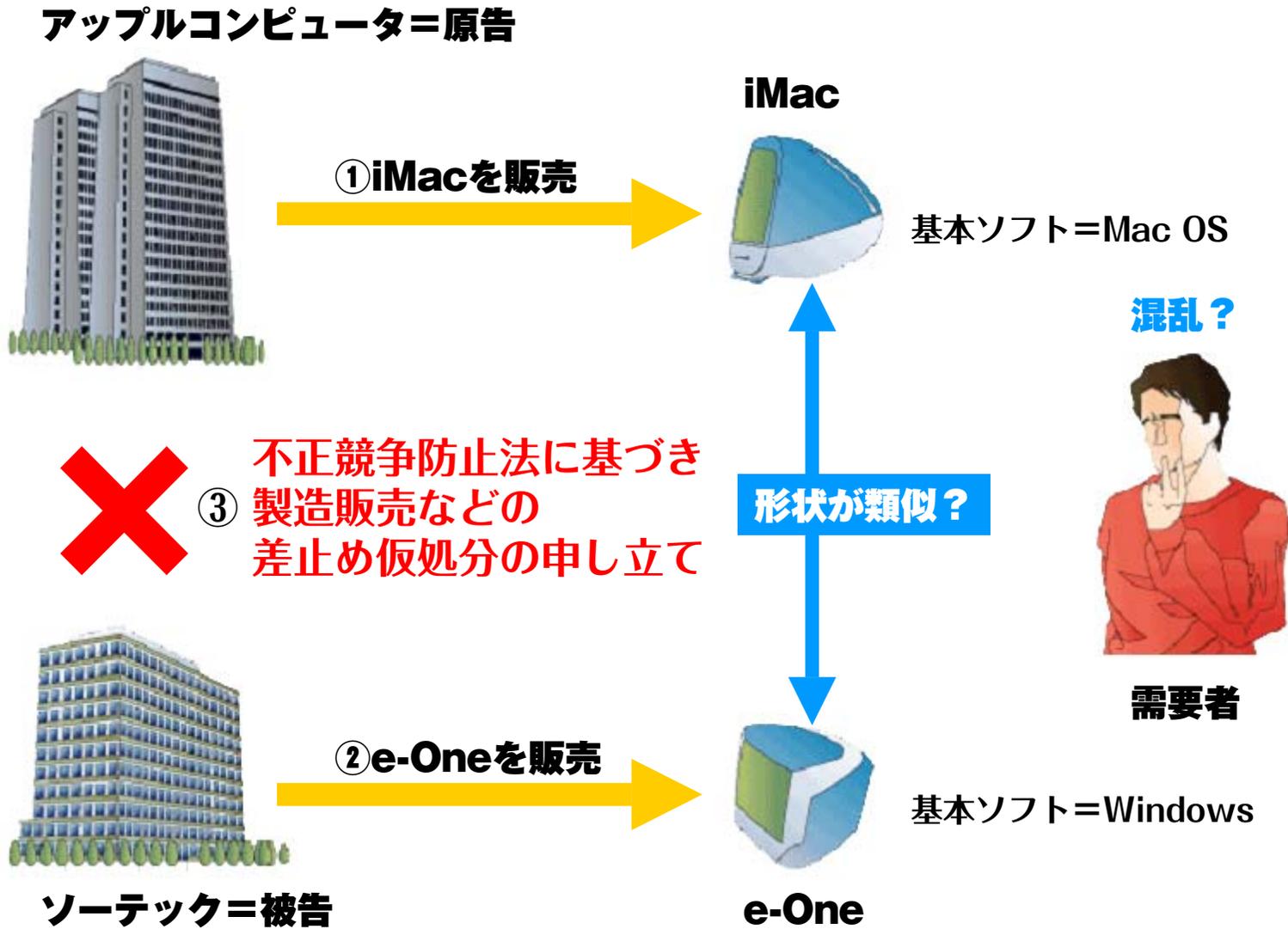
アップルコンピュータ社製

被告商品=e-One



ソーテック社製

●事件の概要



■事例②



左) 後発商品サッポロ 右) 先発商品キリン

■事例③

左) 先発商品ハウス



右) 後発商品S & B



不正競争行為に基づく罰則

■ 営業上の利益を侵害された者

- 差止請求権
- 損害賠償請求権
- 名誉回復措置の請求権

■ 刑事罰（不正の目的をもって行った場合）

- 3年以下の懲役 又は
300万円以下の罰金
- 法人に対して3億円以下の罰金

肖像権

肖像権	権利の内容	侵害の態様	法的救済
プライバシーの権利 (人格的利益) (狭義の肖像権)	みだりに撮影・公表 されない権利 (一身専属)	精神的苦痛	差止め請求 慰謝料請求 名誉回復措置
パブリシティの権利 (財産的利益)	肖像の財産的価値を 占有する権利 (譲渡可能?)	経済的損失	差止め請求 損害賠償 侵害物廃棄請求

気になる判決

■競走馬パブリシティ権事件

(最高裁 平成16年2月13日判決、
平成13年(受)第866号,867号)

競走馬名の無断使用はパブリシティ権侵害にあたるとして差し止め及び損害賠償を請求



競走馬の所有者



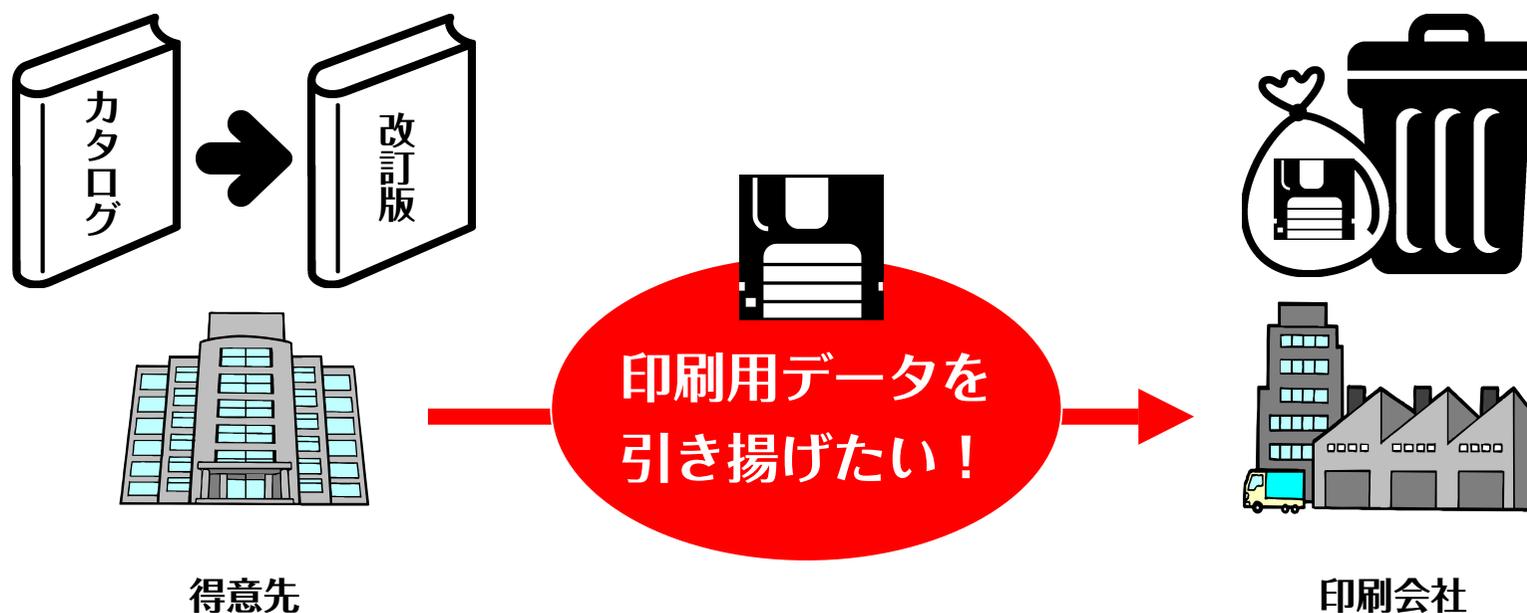
テレビゲームメーカー
テクモ株式会社(名古屋)
「ギャロップレーサー」
「ギャロップレーサーⅡ」
株式会社アスキー(東京)
「ダービースタリオン」

4

印刷版、印刷データは誰のものか

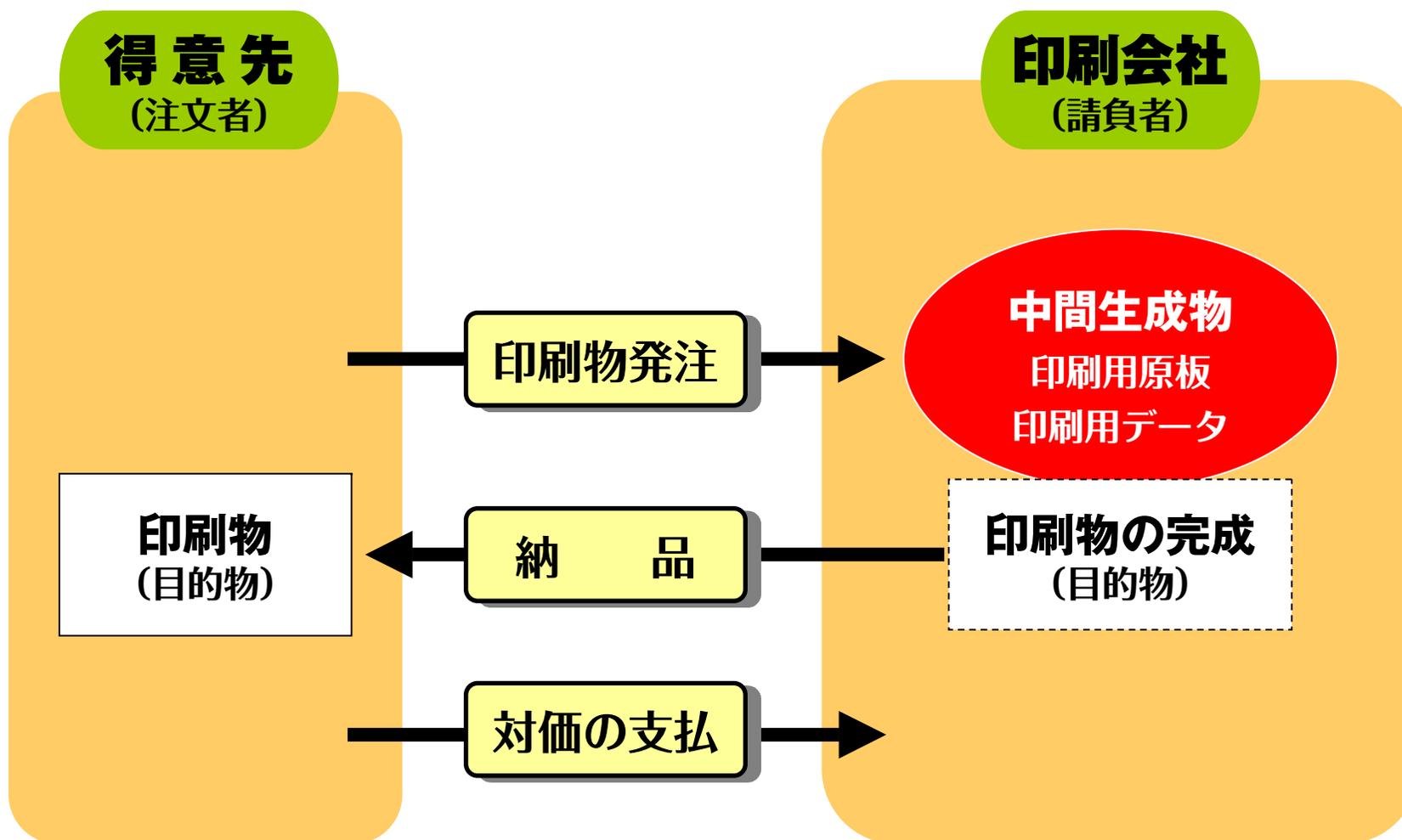
印刷用データの破棄

- 得意先より5年前に受注したカタログの印刷用データを引き上げたいと要請されたが、2年前に破棄していた。



印刷会社は責任を負うか？

印刷取引の契約関係



印刷版の所有権関係判例

1) 大正14年頃の判決

当事者 原告：大江印刷（現光村原色版印刷株式会社） 被告：国際情報社
判決 原版所有権は印刷会社にあり、使用権は注文主にある。

2) 東京地裁昭和32年2月26日判決（東京高裁にて和解）

（昭和31年（ワ）第7269号寄託物引渡並びに損害賠償請求事件）

当事者 原告：田中萬逸（日本防衛会主宰者、出版者） 被告：信陽堂印刷株式会社
判決 銅版の所有権は印刷会社に帰属する。

3) 裁判所は不明 昭和50年4月24日（和解）

（昭和50年（ヨ）第2519号著作権仮処分申請事件）

当事者 原告：X社（出版社） 被告：Y社（印刷会社）
和解事項 1) ポジフィルムの所有権はX社に帰属する。
2) Y社は保管料200万円を受け取るのと引換えに、X社にポジフィルムを引き渡す。

4) 昭和55年7月18日東京地裁判決

（昭和50年（ワ）第8066号損害賠償請求事件）

当事者 原告：株式会社二玄社（出版社） 被告：株式会社グラビア精光社（印刷会社）
判決 ポジフィルムの所有権は印刷会社に帰属するとした。

5) 平成2年3月22日東京地裁判決（一審） 平成2年12月26日東京高裁判決（二審）

当事者 原告：桜井株式会社（印刷業者） 被告：ユウシン技研
判決 版下の所有権は印刷会社に帰属する。

6) 平成13年7月9日東京地裁判決（確定）

当事者 原告：スペースデザイン研究所（出版社） 被告：（株）ヨシダコーポレーション（印刷会社）
判決 製版フィルムの所有権は印刷会社に帰属する。

5) 平成2年3月22日東京地裁判決（一審） 平成2年12月26日東京高裁判決（二審）

- 当事者
 - 原告：桜井(株)（印刷業者）
 - 被告：ユウシン技研

■判決 **版下の所有権は印刷会社に帰属する**

- 判旨
 - 東京地裁
版下が特別に価値のある印刷の成果物として注文者の権利に属するとされる特段の事情がない限り、版下は印刷の原料の一種として印刷業者の権利に属し、注文者に引き渡すことを要しないとされるのが一般的な慣行である。
 - 東京高裁
印刷の発注・受注の関係は、印刷物の完成を目的とする請負契約の性質を有するものであり、印刷業者としては、注文に係わる印刷物を完成させ、これを注文者に引き渡すことによって契約に基づく義務の履行を終える。そして、いわゆる版下は、当事者間の合意、商習慣、その他特別の事情の存在しない限りこれを注文者に引き渡す必要はない。

6) 平成13年7月9日東京地裁判決

- 当事者
 - 原告：スペースデザイン研究所（出版社）
 - 被告：(株)ヨシダコーポレーション（印刷会社）

- 概要
 - 原告は住宅専門誌の製版・印刷・製本を被告に発注していたところ、その増刷の際に、被告が製版フィルムを一部廃棄処分していたために増刷が不可能になったこと、及び残りの製版フィルムの引き渡しを求めたところ被告が拒否したことについて、損害賠償と所有権に基づく製版フィルムの引き渡しを求めて東京地裁に提訴した。

- 判決
 - 製版フィルムの所有権は印刷会社に帰属する。**

- 判旨
 - 請負人が請け負った仕事をする過程で自己の材料を使用して作成した物品は、それ自体として請負の目的物ではないから、契約当事者間でその所有権について別異の合意をするなど特段の事情がない限り、その所有権は請負人に帰属し、請負人がこれを注文者に引き渡す義務はない。

印刷データの取り扱い

■印刷版に係る裁判例の考え方は、
印刷データの所有権問題
並びに引き渡し問題を考えるに際しても
有効な指針になり得るものである。

- 印刷取引が請負契約であること
- 請負契約の目的物が印刷物であって中間生成物でないこと
- 印刷取引に係る従前からの商習慣に特段の変化が認められないこと

※平成12年、印刷産業におけるデジタルコンテンツビジネスに関する調査研究報告書
(社団法人日本印刷産業連合会) 78頁より抜粋

講師プロフィール

■凸版印刷株式会社

法務本部・本部長 萩原 恒昭 氏

78年、凸版印刷へ入社。特許部、開発営業部を経て、94年から法務本部に在籍。知的財産部課長、法務部長を経て、05年から現職。

知的財産権への意識向上を目指し、業界内外での活躍も多く、現在、日本知的財産協会監事、(財)知的財産研究所委員、日印産連・知的財産研究会の座長などを務める。

■主な著書

「デジタル化と知的財産権」日本印刷技術協会

「クリエイターのための知的財産権ルールブック」グラフィック社